

## 唐津市軟式野球連盟取り決め事項

### 選手の登録、抹消について

- 1 年度内は選手等の異動（移籍）は原則禁止とする。ただし、考慮すべき特別な理由を有する場合はこの限りではない。移籍を希望する場合は移籍前のチーム代表者の同意書を添えて事務局に提出し、会長の判断により異動（移籍）を認める。なお、変更登録によりチーム間を異動（移籍）した選手は、同一大会への再出場を認めない。
- 2 選手の**新規登録及び抹消**については、~~各大会の抽選前に~~該当チームが所定の届出書を事務局に提出し、承認が得られれば**抽選後の次承認後**の試合から出場できる。

承認の発表は連盟連絡者 LINE で行う。

上記のとおり唐津市軟式野球連盟取り決め事項「選手の登録、抹消について」の第 2 項

を改正しました。

各大会の抽選前に受け付けていた変更届書を随時受け付けることができるように変更しています。受付し、承認後この LINE に掲載しましたらその後の試合から出場できます。

なお、変更届出書の様式や提出先のメールアドレスは「唐津市軟式野球連盟」のホームページに掲載しています。